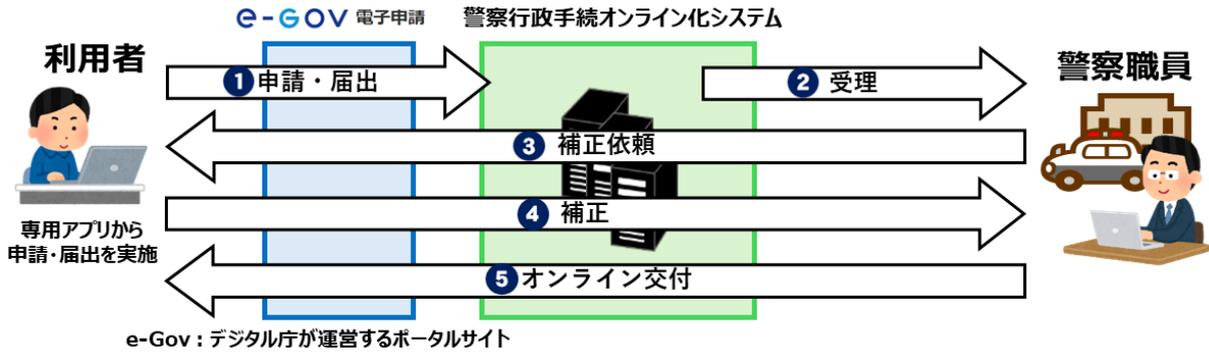


警察行政手続オンライン化システムを利用した申請・届出について

令和7年12月15日（月）より、国民や事業者等から国（国家公安委員会又は警察庁）及び地方（都道府県公安委員会又は都道府県警察）に対する行政手続について、「申請書提出」や「許認可証等の交付」をオンラインで実施可能な「警察行政手続オンライン化システム」の運用を開始しました。

【警察行政手続オンライン化システムの概要】



【対象手続例】

分類	手続名称	根拠法令等
生活安全警察	質屋営業の許可申請	質屋営業法（昭和25年法律第158号）
	営業所の移転許可申請	質屋営業法（昭和25年法律第158号）
	仮設店舗の届出	古物営業法（昭和24年法律第108号）
	古物競りあつせん業の開始の届出	古物営業法（昭和24年法律第108号）
	営業所設置等の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）
	認定申請	警備業法（昭和47年法律第117号）
	探偵業の開始の届出	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）
	探偵業の変更届	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）
	銃砲等又は刀剣類の所持許可の申請	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）
	所持許可証の再交付の申請	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）
刑事警察	責任者の選任の届出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）
	責任者講習受講申込書の提出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）
交通警察	道路使用許可の申請	道路交通法（昭和35年法律第105号）
	道路使用許可証の記載事項の変更の届出	道路交通法（昭和35年法律第105号）
	道路使用許可証の再交付申請	道路交通法（昭和35年法律第105号）
	駐車許可の申請	都道府県公安委員会規則
	通行禁止道路の通行許可の申請	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
警察その他	都道府県公安委員会に対する苦情の申出	警察法（昭和29年法律第162号） 苦情の申出手続に関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号）

- ※ 窓口による申請・届出については、今まで通り利用可能です。
- ※ 手数料の電子納付はできないため、手数料の納付が必要な手続については、窓口等での手数料納付が必要となります。
- ※ 警察行政手続サイト（令和7年12月15日運用終了）において対象となっていた申請・届出は、警察行政手続オンライン化システムで申請・届出が可能です。
- ※ 警察行政手続オンライン化システムの対象となる申請・届出については、沖縄県警察の専用ページを参照ください。



e - G o v 電子申請

<https://shinsei.e-gov.go.jp>



沖縄県警察ホームページ

<https://www.police.pref.okinawa.jp/>
「警察行政手続 オンライン申請・届出」からアクセス

お問合せ先

- オンライン化及びシステムに関するお問い合わせは、対象手続を担当する警察本部の担当課へ御連絡願います。
- 平素からの申請に必要な書類等のお問い合わせは、警察本部又は各警察署の担当課へ御連絡願います。

連絡先

警察本部所属担当課

警察本部	(098)862-0110	運転免許センター	(098)851-1000	高速道路交通警察隊	(098)878-0002
各警察署					
那覇警察署	(098)836-0110	宜野湾警察署	(098)898-0110	名護警察署	(098)052-0110
豊見城警察署	(098)850-0110	沖縄警察署	(098)932-0110	本部警察署	(098)047-4110
糸満警察署	(098)995-0110	嘉手納警察署	(098)956-0110	宮古島警察署	(098)072-0110
与那原警察署	(098)945-0110	うるま警察署	(098)973-0110	八重山警察署	(098)082-0110
浦添警察署	(098)875-0110	石川警察署	(098)964-4110		